

# 参 考 資 料

令和 2 年 9 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

	内 容	頁
認定第 1 号関係	令和元年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第 2 号関係	令和元年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 3 号関係	令和元年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 4 号関係	令和元年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 5 号関係	令和元年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 6 号関係	令和元年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 7 号関係	令和元年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第 8 号関係	令和元年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第 11 号関係	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	4
議案第 75 号関係	寝屋川市立ふれあいプラザ香里条例の廃止	8
議案第 76 号関係	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	9
議案第 77 号関係	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	11
議案第 78 号関係	寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正	14

	内 容	頁
議案第 79 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の一部改正	16
議案第 80 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の一部改正	24
議案第 81 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の一部改正	31
議案第 82 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正	38
議案第 88 号関係	財産の取得（区分所有建物（アドバンスねやがわ一号館）の一部）	40
議案第 89 号関係	財産の取得（災害時用備蓄品）	42
議案第 90 号関係	財産の取得（GIGAスクール構想に係るタブレット端末等）	44
議案第 91 号関係	令和元年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	45
議案第 93 号関係	有功者の選定（北 川 法 夫）	46
議案第 94 号関係	有功者の選定（佐 井 英 子）	46





## 令和元年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

## (1) 収益の収入及び支出

(単位：千円)

年度	項目	水道事業収益 A	水道事業費 B	差引 A-B	税抜処理による増減額	純利益	利益剰余金
令和元年度		4,138,907	3,845,527	293,380	△ 85,693	207,687	4,894,683

(注) 水道事業収益、水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

## (2) 資本の収入及び支出

(単位：千円)

年度	項目	資本の収入 A	資本の支出 B	差引 A-B
令和元年度		609,932	1,523,184	△ 913,252

資本の収入額が資本の支出額に対し不足する額 913,252千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 85,693千円、損益勘定留保資金 827,559千円で補てんした。

(注) 資本の収入、資本の支出は消費税及び地方消費税を含む。

〔根拠法令〕

地方公営企業法第30条第4項

## 令和元年度 寝屋川市下水道事業会計決算状況

### (1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

項目 年度	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A-B	税抜処理に よる増減額	純利益	利益剰余金
令和元年度	5,840,875	5,506,156	334,719	△ 69,491	265,228	1,296,845

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

### (2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

項目 年度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
令和元年度	5,117,773	7,125,585	△ 2,007,812

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本的収入額 (内繰越財源 603,000千円は除く。)が資本的支出額に対し不足する額 2,610,812千円は減債積立金

100,000千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額

69,491千円、損益勘定留保資金 2,441,321千円で補てんした。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

# 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

[根拠法令]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項

## 1 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

[ 実質赤字比率とは、一般会計等(いわゆる普通会計)の実質収支の標準財政規模に対する比率。 ]

(単位：千円、%)

会計名	実質収支額
一般会計	1,863,005
公共用地先行取得事業特別会計	0
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0
計	1,863,005
標準財政規模	46,880,283
実質赤字比率	— (△ 3.97)

※1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示。

※1

### (2) 連結実質赤字比率

[ 連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額(企業会計は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。 ]

(単位：千円、%)

会計名	実質収支額及び資金不足・剰余額
一般会計	1,863,005
公共用地先行取得事業特別会計	0
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0
国民健康保険特別会計	430,333
介護保険特別会計	230,565
後期高齢者医療特別会計	175,658
水道事業会計	6,145,389
下水道事業会計	1,247,334
計	10,092,284
標準財政規模	46,880,283
連結実質赤字比率	— (△ 21.52)

※2 連結実質赤字比率については、全会計の連結実質赤字額がないため「—」と表示。

※2

### (3) 実質公債費比率

〔 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財  
政規模に対する比率。〕

(単位：千円、%)

	①	②	③	実質公債費比率 (単年度) $\frac{\text{①}-\text{③}}{\text{②}} \times 100$	実質公債費比率 (3か年平均)
	公債費に充当した一般財源 (一借利子含む) ※3 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	標準財政規模	地方債の償還に對して 交付税算入された 基準財政需要額 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕		
平成29年度	5,853,071	45,589,407	5,680,360	0.43276	0.4
平成30年度	6,173,372	45,553,283	5,731,979	1.10843	
令和元年度	5,603,892	46,880,283	5,736,367	△0.32198	

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

#### (4) 将来負担比率

[ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。 ]

将来負担額							(単位：千円)
地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業会計及び一部事務組合等の一般会計の負担見込額	退職負担見込額	職手当見込額	設立債見込額 (損失補償債務等)	連結実質赤字額	将来負担額合計 ①
61,702,941	0	15,606,114	7,184,294	3,424	0	84,496,773	

充当可能財源等			(単位：千円)
充当可能基金	充当可能財源 (都市計画税等)	基準財政需要額 算入見込額	充当可能財源等 合計 ②
20,953,610	20,671,994	74,818,377	116,443,981

将来負担比率		(単位：千円)
標準財政規模 ③	地方債の償還に對して令和元年度に交付税算入された基準財政需要額 ④	将来負担比率 (%) $\frac{①-②}{③-④} \times 100$
46,880,283	5,736,367	(△77.6)

※4

※4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「-」と表示。

## 2 資金不足比率

[ 資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。 ]

### (1) 水道事業会計

		(単位：千円)					
流動負債	流動負債 除 控	流動資産	流動資産 除 控	解消可能 資金不足額	資金不足 剰余額	事業規模	資金不足比率 (%)
①	②	③	④	⑤	(①-②)-(③-④)-⑤ =⑥	⑦	⑥/⑦×100
1,509,882	556,922	7,108,911	10,562	0	△ 6,145,389	3,642,350	— (△168.7)

※1

### (2) 下水道事業会計

		(単位：千円)					
流動負債	流動負債 除 控	流動資産	流動資産 除 控	解消可能 資金不足額	資金不足 剰余額	事業規模	資金不足比率 (%)
①	②	③	④	⑤	(①-②)-(③-④)-⑤ =⑥	⑦	⑥/⑦×100
7,021,693	5,176,920	3,695,107	603,000	0	△ 1,247,334	4,637,047	— (△26.8)

※1

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

(議案第 75 号関係)

## 寝屋川市立ふれあいプラザ香里条例の廃止

### 1 廃止理由

京阪本線連続立体交差事業の進捗に伴い、寝屋川市立ふれあいプラザ香里を令和2年度限りで廃止するため、本条例を廃止する。

### 2 附則

施行期日 令和3年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 76 号関係)

## 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

### 1 改正理由

職員について、「新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、公務の適切な運営を確保するため必要があると認めるとき」は、交代制勤務を実施することができるよう、勤務時間の割振り等に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

### 2 主な改正内容

#### (1) 週休日及び勤務時間の割振りの特例（附則第9項関係）

新型コロナウイルス感染症への対応に関し現に寝屋川市災害対策本部が設置されている間においては、任命権者は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、公務の適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、現行の交代制等勤務職員（特別の形態によって勤務する必要のある職員）に関する規定の例によりこれを定めることができるものとする。

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>附則 1～8 (略)</p> <p>9 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等)対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)への対応に関し現に寝屋川市災害対策本部が設置されている間においては、任命権者は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、公務の適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、第3条の規定にかかわらず、第4条の規定の例によりこれを定めることができるものとする。</u></p> <p>10 <u>前項の場合における寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第11条第4項、第16条第3項及び第4項、第17条並びに第21条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「第4条」とあるのは、「第4条(勤務時間条例附則第9項においてその例によることとされる場合を含む。)」とし、前項の場合における寝屋川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年寝屋川市条例第3号)第12条の規定の適用については、同条中「第4条第1項」とあるのは、「第4条第1項(勤務時間条例附則第9項においてその例によることとされる場合を含む。)」とする。</u></p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則 1～8 (略)</p>

(議案第 77 号関係)

## 寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正

### 1 改正理由

『毒物及び劇物取締法』、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』及び『国家戦略特別区域法』のそれぞれの法律の改正に伴い、これらの法律の引用条項に関する規定の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 手数料を徴収する事務及び手数料の額

(別表第 12、別表第 16、別表第 20 関係)

引用する『毒物及び劇物取締法』、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』及び『国家戦略特別区域法』の条項を改める。

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 寝屋川市保健所事務手数料条例

No.1

改 正 案				現 行			
別表第 12 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に 関する事務				別表第 12 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に 関する事務			
項	区	分	金額	項	区	分	金額
1	(略)		(略)	1	(略)		(略)
2		毒物及び劇物取締法第 4 条第 3 項の 規定による毒物又は劇物の販売業の 登録の更新の申請に対する審査	(略)	2		毒物及び劇物取締法第 4 条第 4 項の 規定による毒物又は劇物の販売業の 登録の更新の申請に対する審査	(略)
3・4	(略)		(略)	3・4	(略)		(略)
別表第 16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下この表に おいて「法」という。）に関する事務				別表第 16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下この表に おいて「法」という。）に関する事務			
項	区	分	金額	項	区	分	金額
1～7	(略)		(略)	1～7	(略)		(略)
8		法第 14 条第 13 項の規定による薬局製 造販売医薬品の製造販売の一部変更 の承認の申請に対する審査	(略)	8		法第 14 条第 9 項の規定による薬局製 造販売医薬品の製造販売の一部変更 の承認の申請に対する審査	(略)
9～22	(略)		(略)	9～22	(略)		(略)
別表第 20 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に 関する事務				別表第 20 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に 関する事務			
項	区	分	金額	項	区	分	金額
1	(略)		(略)	1	(略)		(略)

改正案		現行	
2	国家戦略特別区域法第13条第6項の規定による変更の認定の申請に対する審査	2	国家戦略特別区域法第13条第5項の規定による変更の認定の申請に対する審査
附則 この条例は、公布の日から施行する。			

(議案第 78 号関係)

## 寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

『国家戦略特別区域法』の改正により、「国家戦略特別区域における外国人滞在施設の経営に係る事業」の実施状況に関する立入検査についての規定が設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 立入調査（第3条関係）

「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の実施状況に関する立入調査についての規定を削る。

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号



(議案第 79 号関係)

## 寝屋川市における東部大阪都市計画萱島 東地区防災街区整備地区計画の区域内に おける建築物に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

『建築基準法』及び『建築基準法施行令』の改正に伴い、当該密集市街地における特定防災機能(火事又は地震が発生した場合において、延焼防止上及び避難上確保されるべき機能)の確保を図るため必要な壁面の位置の制限を定めるなど、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

備考 『建築基準法』の改正により、当該条例において「壁面の位置の制限」として定められた限度の線を越えない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、建蔽率を緩和できることとされた。

※ 防災街区整備地区計画は、密集市街地内の土地の区域について定めることができることとされている。

### 2 主な改正内容

#### (1) 建築物の構造に関する防火上必要な制限(第4条関係)

建築物の構造は、耐火建築物等(耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する建築物)又は準耐火建築物等(準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する建築物)としなければならない。

(門又は塀で、高さ2メートル以下のもの等については、この限りでない。)

#### (2) 壁面の位置の制限(改正後の第7条関係)

防災街区整備地区計画で定める主要生活道路に面する建築物の外壁等(建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは塀)は、当該主要生活道路の中心線等から一定の距離の線を越えて建築してはならない。

#### (3) 既存の建築物に対する制限の緩和(改正後の第8条関係)

既存の建築物について、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、(2)は適用・準用しない。

(4) 罰則（改正後の第 11 条関係）

(2)に違反した場合における当該建築物の建築主等は、20 万円以下の罰金に処する。

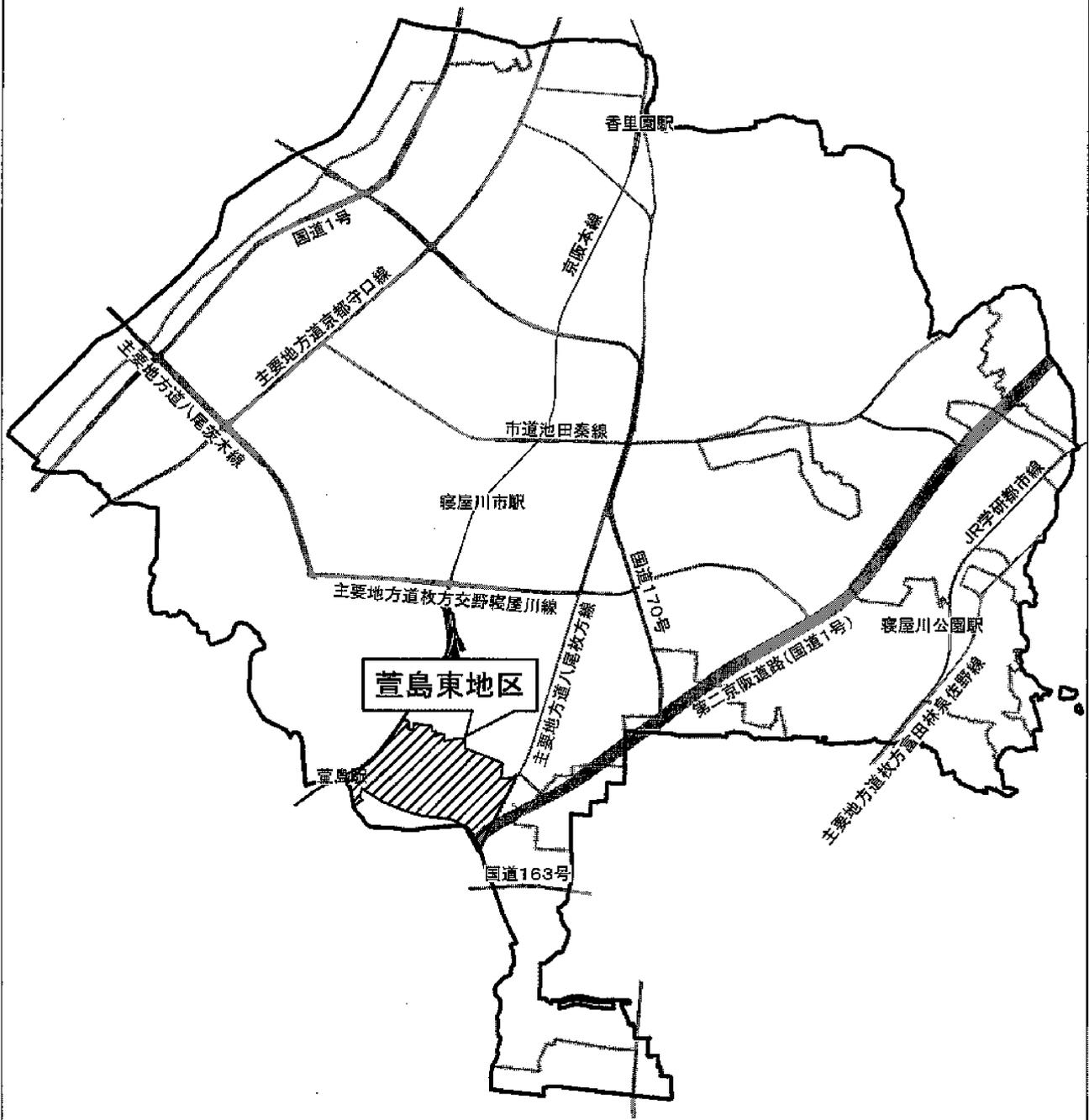
(5) 附則

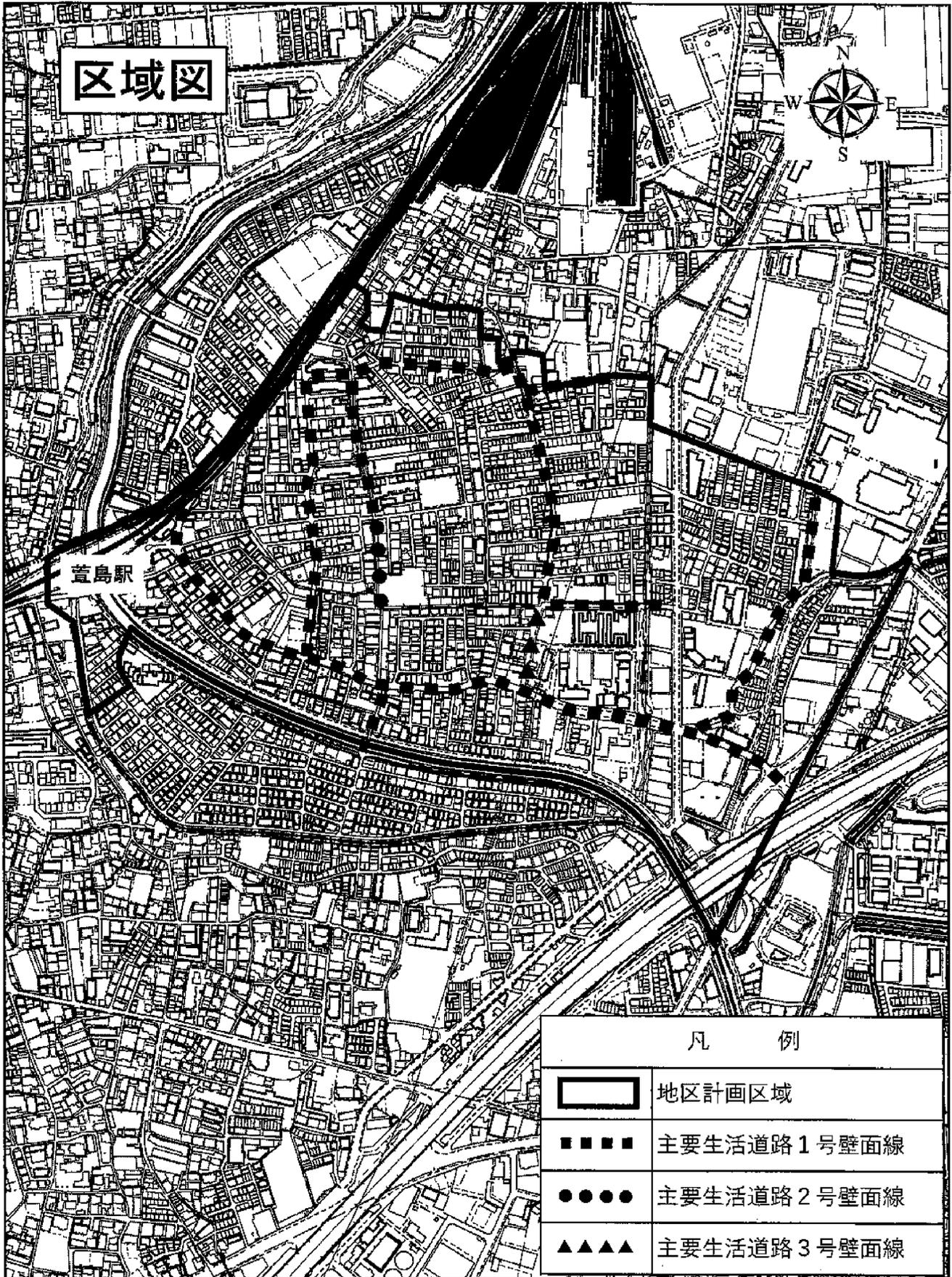
施行期日 令和 2 年 10 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 位置図





※ 壁面の位置の制限 主要生活道路に面する建築物の外壁等は、次に掲げる主要生活道路の中心線等からの距離の線を越えて建築してはならない。

1号壁面線=主要生活道路の中心線から3.35メートル

2号壁面線=主要生活道路の西側の境界線から東側へ6.7メートル

3号壁面線=主要生活道路の西側の境界線から東側へ9.2メートル

寝屋川市における東部大阪市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内  
における建築物に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、耐火建築物等又は準耐火建築物等と しなればならない。ただし、門又は扉で、高さ2メートル 以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を 除く。)に附属するものについては、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口 部に対する制限の特例) 第6条 (略) (壁面の位置の制限) 第7条 次の各号に掲げる主要生活道路に面する建築物の外 壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ 2メートルを超える門若しくは扉(第2号又は第3号に掲げ</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物と しなればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当す るものは _____、この限りでない。</p> <p>(1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築 物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの</p> <p>(2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上 に火災の発生のおそれの少ない用途に供する建築物で、主 要構造部が不燃材料で造られたもの</p> <p>(3) 高さ2メートルを超える門又は扉で、不燃材料で造り、 又は覆われたもの</p> <p>(4) 高さ2メートル以下の門又は扉</p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口 部に対する制限の特例) 第6条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>る主要生活道路に面するもの</u>にあっては、<u>当該主要生活道路の東側に建築するものに限る。</u>)は、<u>当該各号に定める線を越えて建築してはならない。</u></p> <p>(1) <u>防災街区整備地区計画で定める1号壁面線に係る主要生活道路</u> <u>当該主要生活道路の中心線から3.35メートルの線</u></p> <p>(2) <u>防災街区整備地区計画で定める2号壁面線に係る主要生活道路</u> <u>当該主要生活道路の西側の境界線から東側へ6.7メートルの線</u></p> <p>(3) <u>防災街区整備地区計画で定める3号壁面線に係る主要生活道路</u> <u>当該主要生活道路の西側の境界線から東側へ9.2メートルの線</u></p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和) 第8条 (略)</p> <p>(1) 工事の着手がこの条例の施行の日 (以下「基準日」という。)以後である増築又は改築 (当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。)については、<u>アからオまで</u></p> <p>— に掲げる要件に適合していること。 ア・イ (略) ウ <u>増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。</u></p>	<p>(既存の建築物に対する制限の緩和) 第7条 (略)</p> <p>(1) 工事の着手がこの条例の施行の日 (以下「基準日」という。)以後である増築又は改築 (当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。)については、<u>当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイに掲げる要件に適合していること。</u> ア・イ (略)</p>

改正案	現行
<p>工 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20分間防火設備を設けること。</p> <p>オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20分間防火設備が設けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条の規定は、適用しない。</p> <p>5 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、第7条の規定は、準用しない。</p> <p>(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(防火上支障がない建築物の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 第4条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(防火上支障がない建築物の特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条 第4条 第4条 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従</p>

改正案	現行
<p>わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者) は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略) (委任) 第12条 (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和2年10月1日から施行する。</p>	<p>わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者) は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略) (委任) 第11条 (略)</p>

(議案第 80 号関係)

## 寝屋川市における東部大阪都市計画香里 地区防災街区整備地区計画の区域内にお ける建築物に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

『建築基準法』及び『建築基準法施行令』の改正に伴い、当該密集市街地における特定防災機能(火事又は地震が発生した場合において、延焼防止上及び避難上確保されるべき機能)の確保を図るため必要な壁面の位置の制限を定めるなど、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

備考 『建築基準法』の改正により、当該条例において「壁面の位置の制限」として定められた限度の線を越えない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、建蔽率を緩和できることとされた。

※ 防災街区整備地区計画は、密集市街地内の土地の区域について定めることができることとされている。

### 2 主な改正内容

#### (1) 建築物の構造に関する防火上必要な制限(第4条関係)

建築物の構造は、耐火建築物等(耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する建築物)又は準耐火建築物等(準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する建築物)としなければならない。

(門又は塀で、高さ2メートル以下のもの等については、この限りでない。)

#### (2) 壁面の位置の制限(改正後の第7条関係)

防災街区整備地区計画で定める主要生活道路に面する建築物の外壁等(建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは塀)は、当該主要生活道路の中心線から一定の距離の線を越えて建築してはならない。

#### (3) 既存の建築物に対する制限の緩和(改正後の第8条関係)

既存の建築物について、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、(2)は適用・準用しない。

(4) 罰則（改正後の第 11 条関係）

(2)に違反した場合における当該建築物の建築主等は、20 万円以下の罰金に処する。

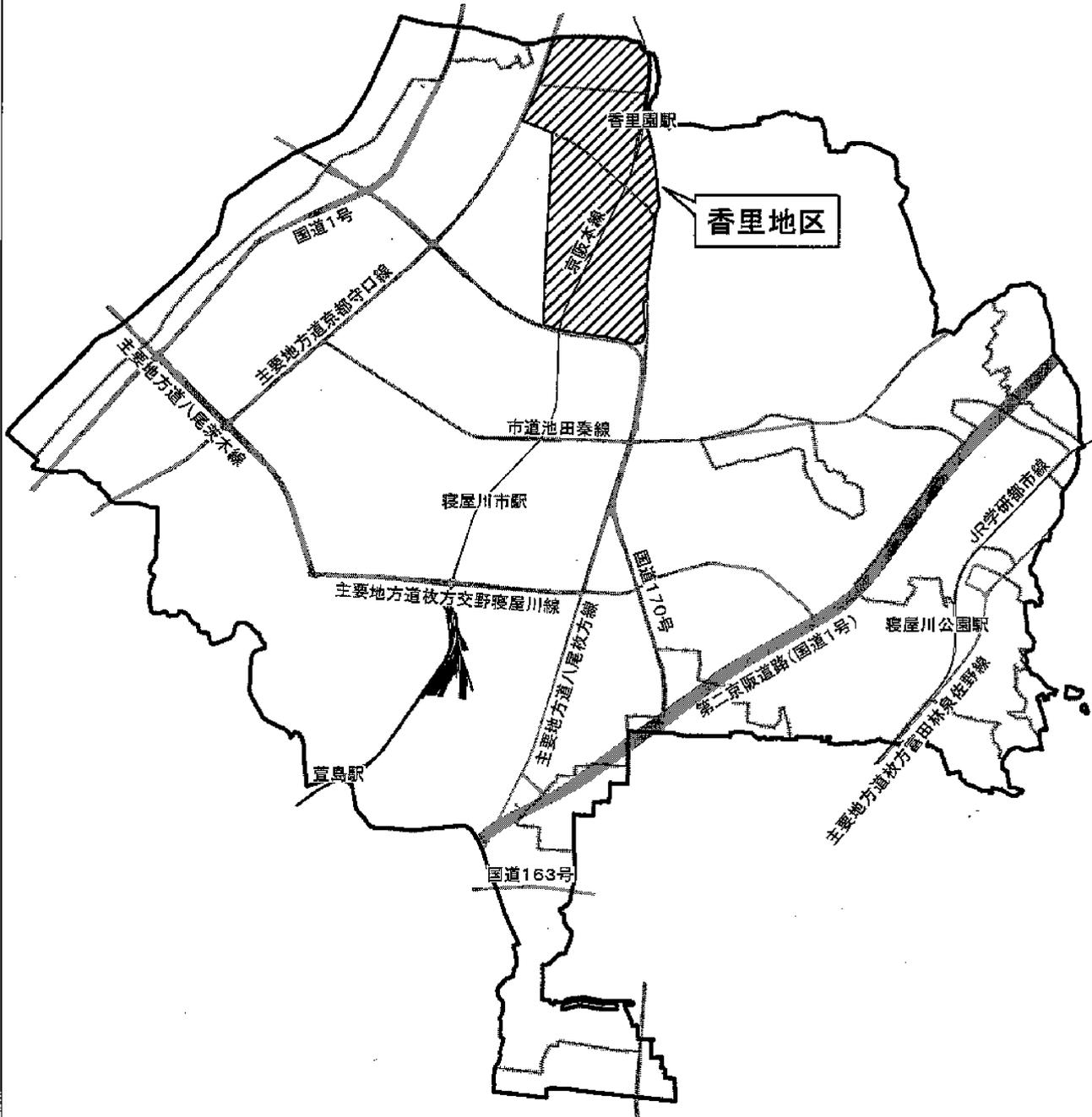
(5) 附則

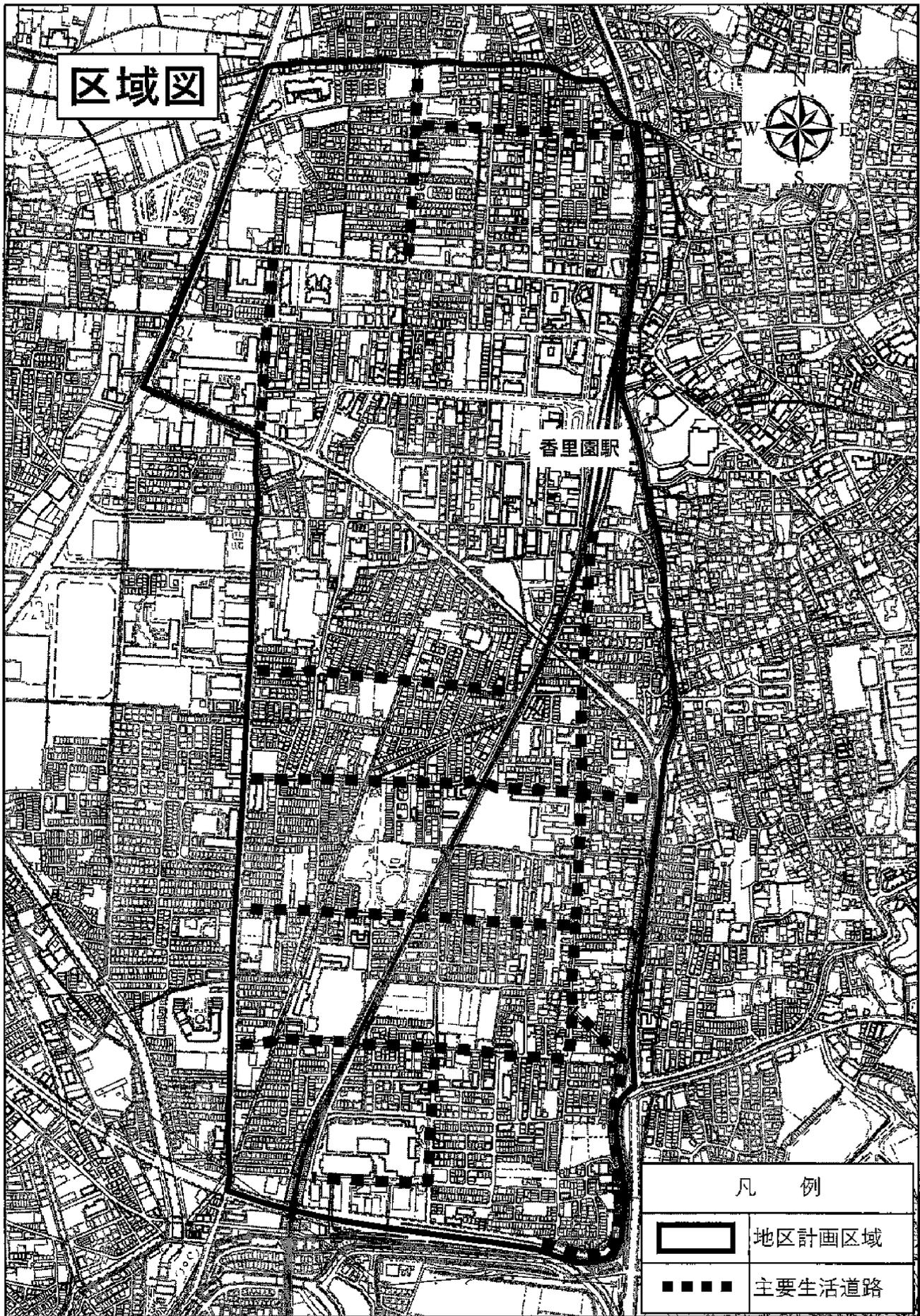
施行期日 令和 2 年 10 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 位置図





区域図

香里園駅

凡 例	
	地区計画区域
	主要生活道路

※ 壁面の位置の制限 主要生活道路に面する建築物の外壁等は、主要生活道路の中心線から3.35メートルの線を越えて建築してはならない。

寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内に  
おける建築物に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、<u>耐火建築物等又は準耐火建築物等</u>としなければならぬ。ただし、<u>門又は扉で、高さ2メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)</u>に附属するものについては、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例) 第6条 (略) (壁面の位置の制限) 第7条 防災街区整備地区計画で定める主要生活道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは扉は、当該主要</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、<u>耐火建築物又は準耐火建築物</u>としなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは _____、この限りでない。</p> <p>(1) <u>延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの</u></p> <p>(2) <u>卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの</u></p> <p>(3) <u>高さ2メートルを超える門又は扉で、不燃材料で造り、又は覆われたもの</u></p> <p>(4) <u>高さ2メートル以下の門又は扉</u></p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例) 第6条 (略)</p>

改正案	現行
<p><u>生活道路の中心線から 3.35 メートルの線を越えて建築してはならない。</u>  <u>(既存の建築物に対する制限の緩和)</u>  <b>第 8 条 (略)</b></p> <p>(1) 工事の着手がこの条例の施行の日 (以下「基準日」という。) 以後である増築又は改築 (当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。) については、アからオまで</p> <p><u>二に掲げる要件に適合していること。</u>            ア・イ (略)</p> <p>ウ 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。</p> <p>エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備を設けること。</p> <p>オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第 3 条第 2 項の規定により第 7 条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定</p>	<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)  <b>第 7 条 (略)</b></p> <p>(1) 工事の着手がこの条例の施行の日 (以下「基準日」という。) 以後である増築又は改築 (当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。) については、当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイに掲げる要件に適合していること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>にかかわらず、<u>第7条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>5 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更をする場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、第7条の規定は、準用しない。</u></p> <p>(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p><u>第9条 (略)</u> (防火上支障がない建築物の特例)</p> <p><u>第10条 (略)</u> (罰則)</p> <p><u>第11条 第4条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者 (設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者) は、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 (略) (委任)</p> <p><u>第12条 (略)</u> 附則</p> <p>この条例は、令和2年10月1日から施行する。</p>	<p>(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p><u>第8条 (略)</u> (防火上支障がない建築物の特例)</p> <p><u>第9条 (略)</u> (罰則)</p> <p><u>第10条 第4条</u> の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者 (設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者) は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略) (委任)</p> <p><u>第11条 (略)</u></p>

## 寝屋川市における東部大阪都市計画池田・ 大利地区防災街区整備地区計画の区域内 における建築物に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

『建築基準法』及び『建築基準法施行令』の改正に伴い、当該密集市街地における特定防災機能(火事又は地震が発生した場合において、延焼防止上及び避難上確保されるべき機能)の確保を図るため必要な壁面の位置の制限を定めるなど、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

備考 「建築基準法」の改正により、当該条例において「壁面の位置の制限」として定められた限度の線を越えない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したのものについては、建蔽率を緩和できることとされた。

※ 防災街区整備地区計画は、密集市街地内の土地の区域について定めることができることとされている。

### 2 主な改正内容

#### (1) 建築物の構造に関する防火上必要な制限(第4条関係)

建築物の構造は、耐火建築物等(耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する建築物)又は準耐火建築物等(準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する建築物)としなければならない。

(門又は扉で、高さ2メートル以下のもの等については、この限りでない。)

#### (2) 壁面の位置の制限(改正後の第7条関係)

防災街区整備地区計画で定める主要生活道路に面する建築物の外壁等(建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは扉)は、当該主要生活道路の中心線から一定の距離の線を越えて建築してはならない。

#### (3) 既存の建築物に対する制限の緩和(改正後の第8条関係)

既存の建築物について、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、(2)は適用・準用しない。

(4) 罰則（改正後の第 11 条関係）

(2)に違反した場合における当該建築物の建築主等は、20 万円以下の罰金に処する。

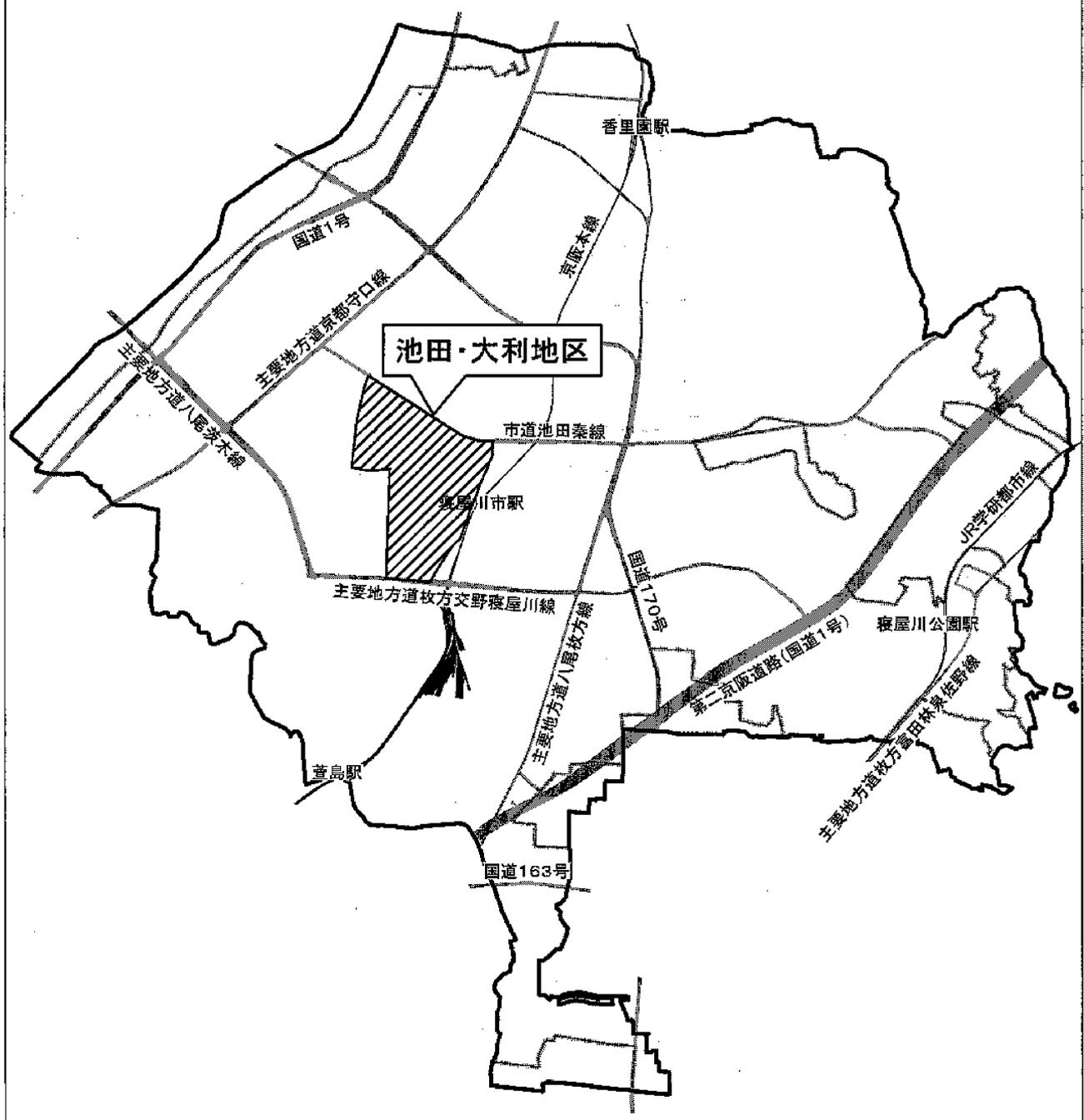
(5) 附則

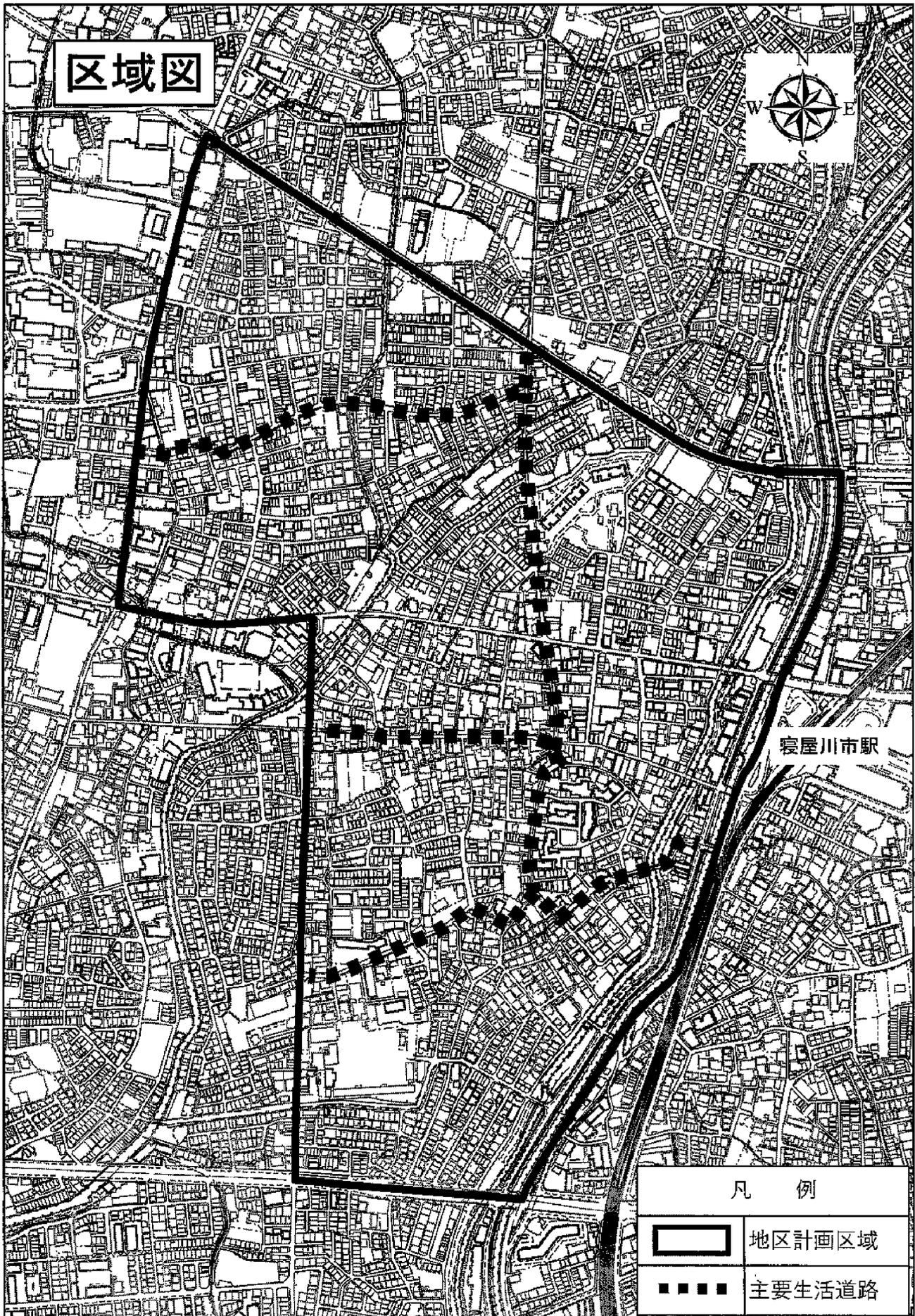
施行期日 令和 2 年 10 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 位置図





※ 壁面の位置の制限 主要生活道路に面する建築物の外壁等は、主要生活道路の中心線から3.35メートルの線を越えて建築してはならない。

寝屋川市における東部大阪都市計画池田・太利地区防災街区整備地区計画の区域  
域内における建築物に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、<u>耐火建築物等又は準耐火建築物等</u>としなければならぬ。ただし、<u>門又は扉で、高さ2メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)</u>に附属するものについては、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例) 第6条 (略) (壁面の位置の制限) 第7条 防災街区整備地区計画で定める主要生活道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは扉は、当該主要</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限) 第4条 建築物の構造は、<u>耐火建築物又は準耐火建築物</u>としなければならぬ。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するものは</u></p> <p>_____、この限りでない。</p> <p>(1) <u>延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの</u></p> <p>(2) <u>卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの</u></p> <p>(3) <u>高さ2メートルを超える門又は扉で、不燃材料で造り、又は覆われたもの</u></p> <p>(4) <u>高さ2メートル以下の門又は扉</u></p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例) 第6条 (略)</p>

改正案	現行
<p><u>生活道路の中心線から 3.35メートルの線を越えて建築してはならない。</u>  <u>(既存の建築物に対する制限の緩和)</u>  <u>第8条 (略)</u></p> <p>(1) 工事の着手がこの条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。）については、<u>アからオまで</u></p> <p><u>一</u>に掲げる要件に適合していること。  <u>ア・イ (略)</u>  <u>ウ</u> 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。  <u>エ</u> 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、<u>20分間防火設備を設けること。</u>  <u>オ</u> 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、<u>20分間防火設備が設けられていること。</u></p> <p>(2) (略)  2・3 (略)</p> <p>4. <u>法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定</u></p>	<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)  <u>第7条 (略)</u></p> <p>(1) 工事の着手がこの条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。）については、<u>当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイに掲げる要件に適合していること。</u>  <u>ア・イ (略)</u></p> <p>(2) (略)  2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>にかかわらず、<u>第7条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>5 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、第7条の規定は、準用しない。</u></p> <p>(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p><u>第9条(略)</u> (防火上支障がない建築物の特例)</p> <p><u>第10条(略)</u> (罰則)</p> <p><u>第11条 第4条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2(略) (委任)</p> <p><u>第12条(略)</u> 附則</p> <p>この条例は、令和2年10月1日から施行する。</p>	<p>(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p><u>第8条(略)</u> (防火上支障がない建築物の特例)</p> <p><u>第9条(略)</u> (罰則)</p> <p><u>第10条 第4条</u> の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2(略) (委任)</p> <p><u>第11条(略)</u></p>

(議案第 82 号関係)

## 寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

下水道事業に係る受益者負担金について、一括納付をした場合における報奨金の交付を廃止するため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 負担金の納期前の納付に対する報奨金の交付（第 25 条関係）

「受益者負担金を一括納付をした場合における報奨金の交付」に関する規定を削る。

#### (2) 附則

施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

No. 1

改正案	現行
<p>(過料) 第25条(略) (委任) 第26条(略) 附則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(負担金の納期前の納付に対する報奨金の交付) 第25条 第12条第4項ただし書の規定により負担金を一括納付をした受益者には、管理者が別に定める報奨金を交付することができる。 (過料) 第26条(略) (委任) 第27条(略)</p>

(議案第 88 号関係)

## 財 産 の 取 得

取得する財産「アドバンスねやがわ一号館」の4階部分・5階部分・地下2階部分

### 1 「アドバンスねやがわ一号館」の表示

#### 建 物

一棟の建物

所 在	寝屋川市早子町 23 番地 1
建物の名称	アドバンスねやがわ一号館
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付7階建

#### 土 地

敷地権の目的である土地

所在及び地番	寝屋川市早子町 23 番 1
地 目	宅地
地 積	2981.41 m <sup>2</sup>

### 2 取得する財産（建物及び土地）の一覧

	専有部分の建物		敷地権 〔敷地権の種類 所有権〕	
	床面積	売買代金 (含:税額)	割合	売買代金 (含:税額)
4階部分	2184.82 m <sup>2</sup>	121,880,000 円	87,209,800 万分の 210,516,146,280	159,600,000 円
5階部分	2184.82 m <sup>2</sup>	119,900,000 円		157,100,000 円
地下2階部分	945.08 m <sup>2</sup>	27,577,000 円	100 万分の 2,082	36,070,000 円
合 計		269,357,000 円		352,770,000 円

※ 売買代金の支払

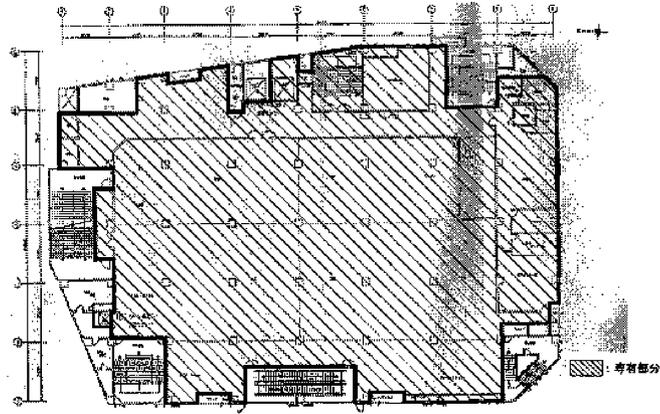
- ① 売買代金(税額以外) = 貸付金(元金合計 11 億 1,000 万円) と対当額にて相殺
- ② 税額(消費税及び地方消費税の合計額) = 現金支払

【 アドバンスねやがわ一号館 】

4階部分

専有面積

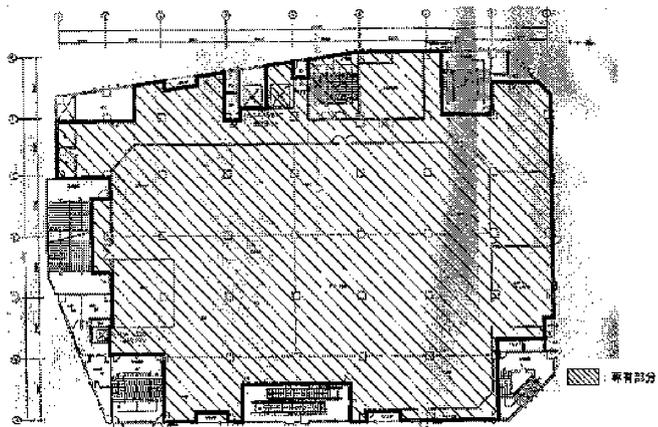
2184.82 平方メートル



5階部分

専有面積

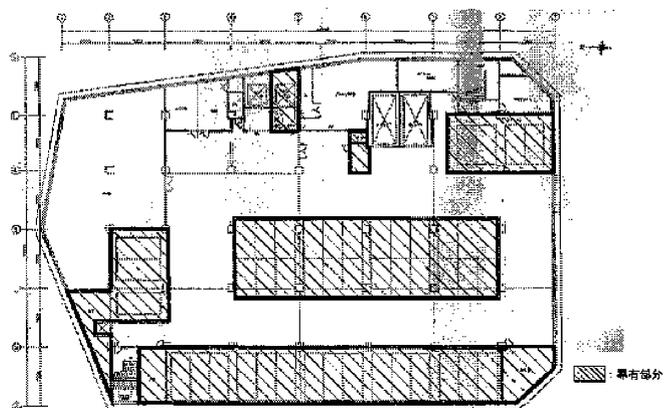
2184.82 平方メートル



地下2階部分

専有面積

945.08 平方メートル



(議案第 89 号関係)

## 財 産 の 取 得

取得する財産 災害時用備蓄品

【災害時用備蓄品 内訳】

品 名	数 量
アルファ化米 (炊出し用) 〔アレルギー対応品〕	17,200 食
アルファ化米 (個食) 〔アレルギー対応品〕	8,600 食
高齢者食 (かゆ) 〔アレルギー対応品〕	2,250 食
乾パン	2,220 食
保存用パン	8,650 食
インスタント麺 (ラーメン)	2,200 食
インスタント麺 (うどん)	1,750 食
粉ミルク	179 缶
粉ミルク 〔アレルギー対応品〕	57 缶
簡単トイレ袋セット	425 セット
災害対策用フリース毛布	4,260 枚
保存ビスケット	1,700 缶

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	中央商工株式会社	33,732,900		
(2)	株式会社ピーシー販売	32,339,800		
(3)	株式会社ミヨシ	29,911,600	落札	32,902,760

経過

令和2年6月25日	制限付一般競争入札の公告
令和2年7月7日 ～ 令和2年7月15日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和2年7月17日 ～ 令和2年7月28日	入札
令和2年7月29日	開札
令和2年7月31日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 90 号関係)

## 財 産 の 取 得

取得する財産 G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等

【G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等 内訳】

品 名	数 量
タブレット端末	16,973 台
ケース一体型キーボード	16,793 台
電源キャビネット	494 台

経過

令和 2 年 6 月 25 日	プロポーザルの公募
令和 2 年 6 月 25 日 ) 令和 2 年 7 月 7 日	プロポーザル参加表明書等提出期間
令和 2 年 7 月 16 日 ) 令和 2 年 7 月 28 日	企画提案書等提出期間
令和 2 年 8 月 3 日	書類審査
令和 2 年 8 月 21 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 91 号関係)

## 令和元年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

### 1 理由

令和元年度寝屋川市下水道事業未処分利益剰余金515,228,087円のうち、減債積立金の取崩しにより生じた100,000,000円を資本金に組み入れ、265,228,087円を減債積立金に積み立てる。

### 2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,176,181,463	262,608,975	515,228,087
議会の議決による処分量	100,000,000	0	△365,228,087
資本金への組入れ	100,000,000	0	△100,000,000
減債積立金の積立て	0	0	△265,228,087
処分後残高	12,276,181,463	262,608,975	(繰越利益剰余金) 150,000,000

[根拠法令]

地方公営企業法第32条第2項

(議案第 93 号・議案第 94 号関係)

## 有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 別紙

〔根拠法令〕

寝屋川市有功者表彰条例第2条

別紙



寝有選第3号  
令和2年7月31日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会  
委員長 板坂 千鶴子

寝屋川市有功者の推薦について（答申）

令和2年7月31日付け、経市第552号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められるので、ここに答申いたします。

記

	(氏 名)	(該当基準)
1	北川 法夫 <small>きたがわ のりお</small>	規則第2条第1項第1号該当
2	佐井 英子 <small>さい ひでこ</small>	規則第2条第1項第6号該当

